

## 印西市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

### （案）の概要

#### 1 制定の経緯

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)により、保育所等に通園していない0歳6か月から満3歳未満のこどもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が導入されます。

事業を実施するためには、市町村が、設備及び運営に関する基準を、国の定める基準に従い、又は参酌して条例で定めることとされており、令和7年1月に国の基準（以下「内閣府令」という。）が公布されたことから、令和8年4月からの事業実施に向けて、本市の基準を条例で定めるものです。

※今回のパブリックコメントで意見を募集するのは、内閣府令で示された基準を参考に市が基準を定めるときに、市に裁量がある「参酌すべき基準」に関するものです。

#### 2 印西市内での乳児等通園支援事業の概要（案）について

事業目的	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備すること
事業開始予定	令和8年4月1日から
実施場所	公立保育所（1か所予定） 民間の保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、児童発達センター等のうち、事業実施を希望し、本条例の基準を満たし、認可を受けた施設
利用対象者	0歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていないこども
利用時間	月一定時間の利用可能枠（月10時間以上の内閣府令で定める時間上限）
利用・予約方法	保護者は、市窓口等で利用登録後、国が基盤整備する予約システムを活用し、予約を行う。
利用内容	実施場所において、利用対象となる児童を、利用時間内でお預かりいたします。

### 3 条例の内容

＜条例制定の基本的な考え方＞

原則として、内閣府令で示された国の基準をもって市の基準とするが、現行の千葉県の保育所等の認可基準が国基準を上回っている次の基準については、保育の質と安全面を考慮する観点から、千葉県の基準を適用するものです。

#### ア 設備の基準

乳児保育において、国の基準により乳児室（1.65 m<sup>2</sup>以上）のほか、ほふくの開始に伴い、ほふく室（3.3 m<sup>2</sup>以上）を確保する必要があるが、市の基準では、乳児の保育環境、安全面を鑑み、3.3 m<sup>2</sup>以上に統一したものの

国基準	市基準（案）
乳児室 1人につき <u>1.65 m<sup>2</sup>以上</u> ほふく室 1人につき 3.3 m <sup>2</sup> 以上	乳児室 1人につき <u>3.3 m<sup>2</sup>以上</u> ほふく室 1人につき 3.3 m <sup>2</sup> 以上

＜条例で定める基準＞

国の基準のうち、参酌すべき基準は次のとおりです。

項目	国基準の内容
最低基準の目的	最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。
最低基準の向上	① 市町村長は、その管理に属する児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 8 条第 4 項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。 ② 市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

<p>最低基準と乳児等通園支援事業者</p>	<p>① 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。</p> <p>② 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。</p>
<p>乳児等通園支援事業者の一般原則</p>	<p>① 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。</p> <p>② 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。</p> <p>③ 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>④ 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p> <p>⑤ 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>⑥ 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。</p>
<p>乳児等通園支援事業者と非常災害</p>	<p>① 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（②の訓練を除く。）をするように努めなければならない。</p> <p>② 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。</p>
<p>乳児等通園支援</p>	<p>乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人</p>

事業者の職員の 一般的要件	間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、 できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。
乳児等通園支援 事業者の職員の 知識及び技能の 向上等	① 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法 に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の 修得、維持及び向上に努めなければならない。 ② 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上の ための研修の機会を確保しなければならない。
他の社会福祉施 設等を併せて設 置するときの設 備及び職員の基 準（※1）	乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置 するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、 必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一 部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に 兼ねることができる。
衛生管理等	① 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食 器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又 は衛生上必要な措置を講じなければならない。 ② 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員 に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための 研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定 期的に実施するよう努めなければならない。 ③ 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品 を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。
乳児等通園支援 事業所内部の規 程	乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の 運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければ ならない。 一 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針 二 その提供する乳児等通園支援の内容

	<p>三 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>四 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日</p> <p>五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額</p> <p>六 乳児、幼児の区分ごとの利用定員</p> <p>七 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項</p> <p>八 緊急時等における対応方法</p> <p>九 非常災害対策</p> <p>十 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>十一 その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項</p>
<p>乳児等通園支援事業所に備える帳簿</p>	<p>乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。</p>
<p>苦情への対応</p>	<p>① 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>② 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>
<p>設備の基準（※ 2）</p>	<p>一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。</p> <p>二 乳児室の面積は、乳児又満2歳に満たない幼児1人につき</p>

3.3 平方メートル以上であること。(※3)

三 ほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

四 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援に必要な用具を備えること。

五 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。

六 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。

七 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援に必要な用具を備えること。

八 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 屋内避難階段又は特別避難階段 2 待避上有効なバルコニー 3 準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段

	3階	常用	1 屋内避難階段又は特別避難階段 2 屋外階段
		避難用	1 屋内避難階段又は特別避難階段 2 耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
	4階以上 の階	常用	1 屋内避難階段又は特別避難階段 2 屋外避難階段
		避難用	1 特別避難階段に準じた屋内避難階段（排煙設備を有するもの）又は特別避難階段 2 耐火構造の屋外傾斜路 3 屋外避難階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア）スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ）調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

	<p>オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p>キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。</p>
保護者との連絡	<p>一般型乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</p>
準用	<p>一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援の内容及び保護者との連絡は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。</p>
電磁的記録	<p>乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p>

※1 職員に係る部分是从うべき基準

※2 調理設備に係る部分是从うべき基準

※3 国の基準を上回る基準を定める部分は着色している。

#### 4 根拠法令

- ・ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- ・ 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
- ・ 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）

#### 5 施行日

公布の日